1. 東日本大震災からの早期復旧・復興について

東北部会提出 説明担当 石巻市

東日本大震災から2年2ヶ月が経過し、解決すべき課題が山積しております。国においては、発災以来、国難というべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の施策を実施されておりますが、復興の進捗が遅れることのないよう、被災地の要望を丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

よって、国においては、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等
- (1) 今回の大震災により未曾有の被害を受けた被災自治体において、復旧と再建に 向けた膨大な財政需要が生じており、独自の財源では対応できないことから、復 旧・復興に必要な予算について、十分確保すること。
- (2) 東日本大震災復興交付金については、上記の趣旨を踏まえ、具体の使途等について、被災地の実情に応じた対応が真に可能となるよう柔軟な運用を図ること。
- (3)被災自治体における公的資金等からの既存債務について、被災した公共施設等 (病院含む。)に係る借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。
- (4)地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等、下水道事業における資金不足対策を講じること。
- (5) 国庫補助・負担金や交付税について、災害に係る復旧・復興及び援助活動等の 災害対応のための財政需要の増加及び被災者に対する減免措置等による減収等 を考慮し、地方の資金需要に臨機に対応する措置を講じるとともに、国直轄災害 復旧事業費にかかる地方負担金についてその負担を免除すること。
- (6) 住宅再建する場所に対する面的整備事業の適用の違いによって、同じように住宅が全壊流失した被災者間で、住宅再建時の支援に格差が生じ、不公平が存在することから、被災自治体では、地域実情に即した被災者への独自支援などを検討し、進めようとしているが、被害が甚大なゆえに、支援の実施によっては財政破綻が懸念される。

よって、被災者に対する一定の公平性を確保する観点から、復興交付金事業(効果促進事業)による配分や震災復興基金の増額など、自由度の高い財源を付与すること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1)被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、 長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2)被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、 住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策等最大限の支援策を講 じること。
- (3)被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
- (4)被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価(固定資産課税台帳)に基づいて補償等を行うことができるような制度改善を図ること。
- (5)被災宅地の復旧支援に関して、既存の国庫補助制度の拡充が行われても支援の 対象とならない被災宅地については、国において、所有者自身による復旧に対す る助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- (6)被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 津波により農地や農業排水施設等が壊滅的な被害を受けているほか、農業機械等も大きく被災していることから、これらの早期復旧に向けた支援措置を講じること。
- (3) 津波により被害を受けた農地の除塩事業に要する費用について、被災自治体に おいては災害復旧に要する財政需要が膨大であることから、全額を国において負担すること。
- (4)被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (5) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助関係の補助要件の緩和や予算枠の拡大等の更なる拡充策や当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。

4 公共施設等の復旧・再整備

(1)被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、 今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等 を積極的に行うこと。

- (2)公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 本庁舎、総合支所、支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復旧補助金と同等の国庫補助制度を創設するなど、財政的支援の強化を図ること。
- (4) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- (5)被災地の汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する支援制度 を創設するとともに、被災自治体の財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、 公共土木施設災害復旧事業として、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合 の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認める等、原形復旧の原則に捉われない柔 軟な運用をすること。
- (6) 災害復旧事業における事業実施期間について、被災規模が甚大であることや復 旧工事施工者の決定に時間を要することなどから、原則3か年に捉われない柔軟 な運用をすること。
- (7)被災した鉄道路線の復旧・復興に向け、従来の制度を抜本的に改正し、運行主体に対する国の全面的な支援により、被災した鉄道施設を早急に復旧すること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2)介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を 30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険 者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは 別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4)介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護従事者の処遇 改善に向けた更なる措置を講じること。
- (5)給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 重度の要介護状態が長期間継続すると見込まれる場合は、要介護者や家族の負担がに要介護認定事務の負担の軽減を図るため、認定有効期限を更に長く設定

することができるよう、必要な措置を講じること。

- (7) 少子高齢化の急速な進展により、市町村国保はその構造的な問題が課題とされてきたが、津波による家屋の流失や広範囲にわたる企業の被災は失業者を増加させ、国保税は大幅な減収となっている。また、生活習慣病の重症化による医療費の増加が懸念されるなど、市町村国保の財政状況は極めて深刻な状況となっていることから、震災を原因とした悪化状況改善のための財政支援措置を早急に講じること。
- (8) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2)被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自 治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。

7 被災地復興のための人的支援

- (1)被災市町村の復興計画期間を見据えた行政職員の派遣支援制度年限の延長及び民間派遣職員の経費に係る地方交付税措置を講じること。
- (2) 復興業務が本番を迎える被災自治体に対する職員派遣支援体制の確立を図ると ともに、被災自治体の要望を吸い上げ、県及び市町村と連携し、国においても積 極的に人材の確保に努めること。

8 今後の防災対策等

- (1) 津波対策としての地盤嵩上げ事業を補助対象メニューに組み込むとともに、防災避難道路の整備について補助制度を創設すること。
- (2) 大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設等や、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。
- (3) 津波対策として、GPS沖合波浪計を用いた「津波防災支援システム」を確立 するとともに、沿岸自治体が設置する津波観測計をネットワーク化し、自治体間 で活用できるよう財政支援措置を講じること。